

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和二年十月一日から十二月三十一日までとする。

令和三年二月十九日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
 - 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
 - 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
 - 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った事業者の概要
一 福島県中通りの卸売業者（震災により本社建物が破損、商品の倒壊損傷。震災直後の営業休止に伴う売上減少）
買取りに係る債権の元本総額
六千五百九十九万九千円
 - 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
 - 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 一件、その他 六件
- 当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

二億千百十二万三千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

九十九万九千円

7

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 岩手県内陸部の卸売業者（震災により建物の一部損壊）
 - 二 岩手県沿岸部の自動車整備業者（津波により工場及び事務所が全壊）
 - 三 岩手県沿岸部の小売業者（津波により事務所、備品が流出）
 - 四 青森県沿岸部の水産加工業者（津波により本社事務所・工場が浸水、機械・備品が流出）
 - 五 青森県沿岸部の水産加工業者（津波により倉庫内の機械設備・商品の一部が損壊・流失）
 - 六 福島県浜通りの燃料小売業者（津波により車両・機材が流出、建物・倉庫の損壊）
 - 七 福島県中通りの卸売業者（震災により本社建物が破損、商品の倒壊損傷。震災直後の営業休止に伴う売上減少）
- 対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額
- 一億千八百一万四千円